平成２９年（再イ）第１７号
山口県防府市大字新田1625番地の１　ディアコート・ＦＡ203、前住所山口市江崎1204番地
再生債務者　縄田　雄一
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月22日まで
平成30年５月25日　山口地方裁判所
平成３０年（再イ）第３号
山口市小郡下郷507番地７
再生債務者　河村喜久三
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月22日まで
平成30年５月25日　山口地方裁判所
平成３０年（再イ）第１号
愛媛県八幡浜市向灘362番地４
再生債務者　鳥津　茂起
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月22日まで
平成30年５月25日　松山地方裁判所大洲支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第４３号
住居所不明（認可決定時の住所）福島県喜多方市豊川町米室字渕馬作3264番地13
再生債務者　小峯　雅一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年12月20日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成30年５月25日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係
平成２０年（再イ）第２９号
千葉県市川市福栄３丁目14番１号（ハイツ中里102号）
再生債務者　川満　洋一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年５月29日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成30年５月25日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第１２３号
千葉県千葉市緑区あすみが丘３丁目17番地10
再生債務者　小林　　司
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成30年５月23日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（再イ）第２９号
北九州市八幡西区鉄王１丁目４番５―1104号
再生債務者　諸藤　公平
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成30年５月25日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（再イ）第６２号
大分市曲８組
再生債務者　須藤五月男
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法192条１項に定める事由がある。
平成30年５月25日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第６号
千葉県船橋市田喜野井５丁目１番８号
再生債務者　安井　秀樹
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月12日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月26日から平成30年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成３０年（再ロ）第１３号
横浜市戸塚区戸塚町4796番地　ＳＫシティハイツⅡ　２Ｆ
再生債務者　菊田　幸治
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月18日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月２日から平成30年７月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部
平成３０年（再ロ）第１号
北九州市若松区二島３丁目２番30―502号
再生債務者　馬場　孝子
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月21日まで
4　一般異議申述期間　平成30年６月28日から平成30年７月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成３０年（再ロ）第２号
名古屋市港区十一屋２丁目325番地　グラン・コート港西206号
再生債務者　結城　丈仁
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月14日まで
平成30年５月24日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成３０年（再ロ）第１号
秋田県南秋田郡大潟村字東２丁目12番地２
再生債務者　下間　圭太
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月15日まで
平成30年５月25日
秋田地方裁判所民事第２部
平成２９年（再ロ）第２３号
埼玉県志木市上宗岡４丁目１番20号
再生債務者　最上　賢二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月15日まで
平成30年５月25日
さいたま地方裁判所第３民事部
平成３０年（再ロ）第１６号
大阪府枚方市宮之阪１丁目22番15―601号
再生債務者　野瀬　直樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月21日まで
平成30年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１２号
神奈川県厚木市三田39番地18
再生債務者　内川　敏明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月24日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
平成２９年（再ロ）第１号
鹿児島県霧島市横川町上ノ5798番地７
再生債務者　岡元　貴志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月24日
鹿児島地方裁判所加治木支部
平成２９年（再ロ）第１０号
山形市長町３丁目４番７号
再生債務者　石井　孝宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月24日　山形地方裁判所民事部